

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令要綱

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、次に掲げる内閣府関係政令について所要の規定の整備を行うものとすること。

一 農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）

二 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）

三 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）

（本則関係）

第二 施行期日等

一 この政令は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。

二 所要の経過措置を規定するものとする。

（附則関係）